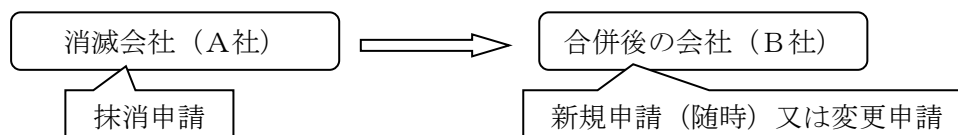


企業合併、分割、営業譲渡の場合（埼玉県以外に登録）

1 企業合併の場合

消滅会社（下図のA社）について名簿登録の抹消申請をしてください。

合併後の会社（下図のB社）について、B社の履歴事項全部証明書の完成後に、名簿登録の新規申請（B社が名簿に未登録の場合）又は変更申請（B社が名簿に登録済みの場合）をしてください。



(1) B社が新規申請となる場合

ア 新設合併の場合

イ 吸収合併の場合で、合併前にB社が名簿に未登録だったとき

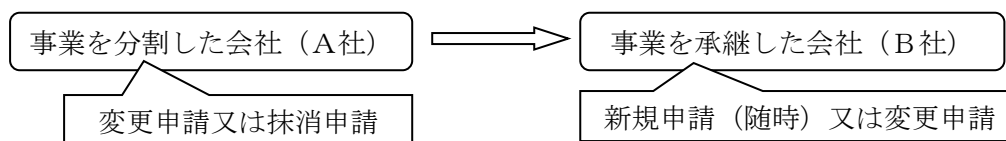
(2) B社が変更申請となる場合

吸収合併の場合で、合併前にB社が名簿に登録済みだった場合

2 企業分割・営業譲渡の場合

事業を分割した承継元会社（下図のA社）について、変更申請又は抹消申請をしてください。

事業を承継した会社（下図のB社）について、新規申請又は変更申請をしてください。



(1) A社に関する申請

ア 変更申請となる場合：名簿にA社の営業品目の登録を残す場合

イ 抹消申請となる場合：名簿からA社の営業品目の登録を無くす場合

(2) B社に関する申請

ア 新規申請となる場合：分割・営業譲渡前に、B社が名簿に未登録だった場合

イ 変更申請となる場合：分割・営業譲渡前に、B社が名簿に登録済みだった場合